



相続手続になぜ戸籍が必要？

相続が開始すると、**相続人（財産を引き継ぐ人）が誰なのか？**

をはっきりさせなくてはなりません。

その具体的な方法として、被相続人（亡くなられた人）が生まれてから亡くなるまでの

全ての戸籍を取り寄せることが相続手続の第一歩です。

なぜなら相続人が決まらなければ、遺産分割協議を進めることができないからです。

戸籍を遡ることにより、

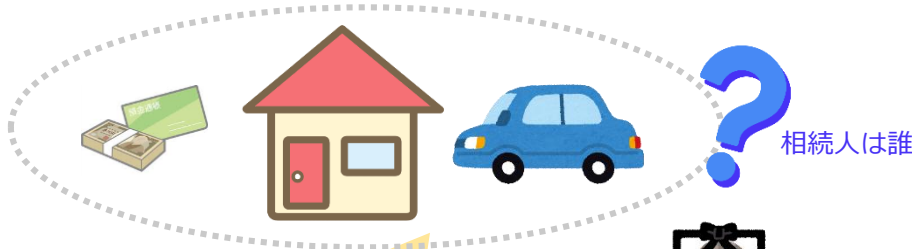
これまで会ったことや聞いたことのなかった相続人の存在が判明するケースもよくあります。



前に結婚していた人との子！？
聞いてなかったわ！

相続人全員の合意がない遺産分割協議は、「無効」と判断されてしまいます。

また、預貯金口座・不動産・自動車等の名義変更におけるあらゆる相続手続において、「相続人が誰なのか？」を証明するために戸籍が必要となります。



相続人全員の承諾を得ないまま
名義変更や解約手続に応じてしまうと、
あとからトラブルに発展しかねません。



そのため、相続関係を証明するための客観的な資料として、
戸籍を提出させ相続関係をしっかりと確認したうえで、相続手続に応じてくれるのです。

相続については、私たちF&Partnersにお任せください！

今週の
お客様の**声**

依頼して
よかった点は？

大和高田市 しもむら様

担当者の方の誠実な所

滋賀事務所
滋賀県草津市野村一丁目2番16号
TEL 077-566-4567

司法書士法人
F&Partners

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

